

更別村子ども・子育て支援事業計画＜第2期＞概要

1. 計画の趣旨

今般、更別村子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）に引き続くものとして、更別村子ども・子育て支援事業計画＜第2期＞（令和2年度～令和6年度）を策定しました。第2期の計画は、主に学童保育における待機児童をなくす「新・放課後子ども総合プラン」の策定及び、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策、令和元年10月より実施されている幼児教育・保育の無償化等の制度改正を受けて策定するものです。本村においては第1期中に子育て応援課が創設（H28.4～）され、更別村立認定こども園上更別幼稚園の開園（H30.4～）及び更別村子育て世代包括支援センターの開設（H30.7～）等、子育て支援体制や環境を充実してきましたが、第2期においても引き続き、子育て支援体制・環境をより充実させ、子育て世代にとって住みよい村にするために、各種施策を実施していきます。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、本村においての子どもの貧困対策についての計画としても位置付けられています。

2. 第2期計画の主な内容

○幼児教育・保育の無償化（P. 39, 40）

- ・ 令和元年10月より開始
- ・ 3歳児以上（3歳未満児一部）の保育料が無償
- ・ 第2子以降の保育料を償還する「更別村多子世帯保育料軽減助成事業」の継続
- ・ 預かり保育事業ならびに一時預かり事業（いずれも上限あり）を利用する3歳児以上（3歳未満児一部）は保育料を一度徴収し、3か月ごとに償還する「更別村施設等利用料返還事業」の継続
- ・ 国では、3歳児以上（年収360万円未満相当世帯及び第3子以降）において、副食費といわれるおかず代とおやつ代も無償、さらに村独自で年収の要件に関わらず3歳以上の副食費も無償となる「更別村副食費無償化事業」の継続

2. 第2期計画の主な内容（続き）

○更別村子ども家庭総合支援拠点（仮称）（P. 50, 51）

- ・令和4年度までに設置が国から求められています
- ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により、児童等に対する相談支援を行う拠点
- ・家庭の実情把握や情報の提供、相談等への対応、総合調整を行い、要支援児童及び要保護児童、特定妊婦への支援業務を実施
- ・更別村子育て世代包括支援センター及び更別村要保護児童対策地域協議会と連携して、支援体制を構築
- ・職員は「子ども家庭支援員」等の資格を持った職員を2人以上配置
（例. 保健師、助産師、保育士、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者等）

○学童保育所（こどもの森）の拡充（P. 53, 54）

- ・令和2年4月より稼働
- ・現在の学童保育所のスペースの狭隘さを改善するとともに、定員を75名から90名へ増加することにより、保護者の利用ニーズに対応することが可能
- ・学童保育所は、保護者の就労などの要件により入所が可能となっていたが、こどもの森は就労の要件がなくても利用可能な形態を創設
- ・「新・放課後子ども総合プラン」における待機児童をゼロにする取り組みにも対応（本村は、現時点でも待機児童はゼロ）

○子どもの貧困対策の推進（P. 92～114）

- ・すべての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するため、本計画で推進する事業との整合を図りながら、「教育、保育に対する支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」を推進。

3. 今後の第2期計画の取扱い

- 計画に変更をかける際は諮問機関である更別村子育て委員会に諮問をかける

【中間の見直し】

- 第2期計画は、子育て委員会において再協議を実施し、令和4年度に中間の見直しを実施いたしました。